

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第7号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条令施行規則……………(人事課) ……2
- 規則第8号 宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則……………(人事課) ……5
- 規則第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………(人事課) ……8

告 示

- 告示第66号 「地縁による団体」の認可……………(自治振興課) ……9
- 告示第72号 宇治市西小倉コミュニティセンターの使用料の徴収事務の委託……………(自治振興課) ……9
- 告示第73号 宇治市東宇治コミュニティセンターの使用料の徴収事務の委託……………(自治振興課) ……10
- 告示第74号 宇治市南宇治コミュニティセンターの使用料の徴収事務の委託……………(自治振興課) ……10
- 告示第75号 宇治市横島コミュニティセンターの使用料の徴収事務の委託……………(自治振興課) ……10
- 告示第76号 宇治市観光センターの使用料の徴収事務の委託……………(観光振興課) ……10
- 告示第77号 宇治市市営茶室の使用料の徴収事務の委託……………(観光振興課) ……10
- 告示第78号 宇治市産業会館の使用料の収納事務の委託……………(産業振興課) ……10
- 告示第79号 宇治市斎場の使用料の収納事務の委託……………(環境企画課) ……10
- 告示第80号 近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場の使用料の収納事務の委託……………(交通政策課) ……10
- 告示第81号 J R宇治駅南自転車等駐車場等の使用料の収納事務の委託……………(交通政策課) ……10
- 告示第82号 京阪三室戸駅前自転車等駐車場等の使用料の収納事務の委託……………(交通政策課) ……11
- 告示第83号 分任出納員に対する事務委任……………(会計室) ……11

農 業 委 員 会

- 公告第6号 農業委員会定例総会の招集……………11

公 営 企 業

- 規程第3号 宇治市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程……………11
- 規程第4号 宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程……………11
- 規程第5号 宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程……………12
- 規程第6号 宇治市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程……………12
- 規程第7号 技術参事等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程……………12

規 則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第7号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年宇治市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める額は、別表第1の左欄に掲げる区分(月額に限る。)及び中欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給に対応する額(給与条例第3条第1項に規定する給料表(以下「給料表」という。)におけるそれぞれ同数の職務の級及び号給に対応する給料月額と同額)とする。

2 条例第3条第2項の規則で定める額は、別表第2の左欄に掲げる勤続年数の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第4条 条例第6条の規則で定める者は、勤務する場所が月に2回以上変更される者その他任命権者が定める者とする。

2 条例第6条の規則で定める額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した額で、任命権者が定める額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第5条 条例第4条第3項の規則で定める日は、基準日が6月1日である場合には6月30日とし、基準日が12月1日である場合には12月10日とする。ただし、6月30日又は12月10日が休日に当たる場合は、その前日においてその日に最も近い休日でない日とする。

2 条例第8条第1項の規則で定める者は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている者とする。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第6条 条例第9条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の2第1項の規定により退職した者(同法第81条の3第1項に規定する期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)で、フルタイム会計年度任用職員として任用されたもの

(2) 法第28条の2第1項の規定により退職した者(法第28条の3第1項に規定する期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)で、フルタイム会計年度任用職員として任用されたもの

(3) 退職手当条例第5条の2に規定する退職をした者で、フルタイム会計年度任用職員として任用されたもの

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第7条 条例第12条の規則で定める場合は、宇治市会計年度任用

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年宇治市規則第8号)に規定する有給の休暇を受ける場合その他任命権者が定める場合とする。

(パートタイム会計年度任用職員の給料に相当する報酬)

第8条 条例第13条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給料に相当する報酬を月額により支給するパートタイム会計年度任用職員 別表第1の左欄に掲げる区分(月額に限る。)及び中欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給に対応する額(給料表におけるそれぞれ同数の職務の級及び号給に対応する給料月額)に、当該パートタイム会計年度任用職員について任命権者が定める1週間の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)

(2) 給料に相当する報酬を日額により支給するパートタイム会計年度任用職員(第4号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。) 別表第1の左欄に掲げる区分(日額に限る。)及び中欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給に対応する額(給料表におけるそれぞれ同数の職務の級及び号給に対応する給料月額)に、任命権者が定める1月当たりの勤務時間の基準となる時間を除して得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)に、当該パートタイム会計年度任用職員について任命権者が定める1日の勤務時間を乗じて得た額

(3) 給料に相当する報酬を時間額により支給するパートタイム会計年度任用職員(次号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。) 別表第1の左欄に掲げる区分(時間額に限る。)及び中欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給に対応する額(給料表におけるそれぞれ同数の職務の級及び号給に対応する給料月額)に、任命権者が定める1月当たりの勤務時間の基準となる時間を除して得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)

(4) 給料に相当する報酬を日額又は時間額により支給するパートタイム会計年度任用職員で、補助的な業務に従事するもの(以下「補助的業務従事者」という。) 別表第3の左欄に掲げる区分及び中欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

2 条例第13条第2項の規則で定める額は、別表第2の左欄に掲げる勤続年数の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第9条 条例第14条第3項の規則で定める日は、基準日が6月1日である場合には6月30日とし、基準日が12月1日である場合には12月10日とする。ただし、6月30日又は12月10日が休日に当たる場合は、その前日においてその日に最も近い休日でない日とする。

2 条例第17条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業をしている者

(2) 補助的業務従事者

(3) 任命権者が定める1週間の正規の勤務時間が、常勤の職員の1週間の勤務時間の4分の3未満であつて、かつ、任用される期間が6月未満である者

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第10条 条例第15条の規則で定める者は、補助的業務従事者とする。

（パートタイム会計年度任用職員の退職手当に相当する報酬）
 第11条 条例第18条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国家公務員法第81条の2第1項の規定により退職した者（同法第81条の3第1項に規定する期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）で、パートタイム会計年度任用職員として任用されたもの
- (2) 法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項に規定する期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）で、パートタイム会計年度任用職員として任用されたもの
- (3) 退職手当条例第5条の2に規定する退職をした者で、パートタイム会計年度任用職員として任用されたもの
- (4) 補助的業務従事者
- (5) 任命権者が定める1週間の勤務日が4日以下の者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 任命権者が定める1週間の勤務時間が22時間以上である者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるもの

イ 交通指導員

2 条例附則第6項の規則で定める者は、第6条各号及び前項各号に掲げる者とする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に相当する費用弁償）

第12条 条例第19条の規則で定める者は、勤務する場所が月に2回以上変更される者その他任命権者が定める者とする。

2 条例第19条の規則で定める額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した額で、任命権者が定める額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第13条 条例第22条の規則で定める場合は、宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定する有給の休暇を受ける場合その他任命権者が定める場合とする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に任用されている非常勤職員（基本報酬を月額により支給される非常勤職員に限る。）が、施行日に引き続き会計年度任用職員（フルタイム会計年度任用職員又は給料に相当する報酬を月額により支給するパートタイム会計年度任用職員に限る。以下同じ。）として任用された場合における当該加算に係る勤続年数の計算については、その者の非常勤職員としての引き続きいた勤続年数を会計年度任用職員としての引き続きいた勤続年数とみなす。

別表第1（第3条、第8条関係）

区分	職種	職務の級及び号給
月額	事務嘱託員	1級22号給
	事務嘱託員（専門）	1級36号給
	専門員	2級46号給
	事務嘱託員（国際交流担当）	1級4号給
	プログラマー	1級24号給
	事務嘱託員（広報事務担当）	1級4号給

運転作業員	1級29号給
障害者支援指導員	1級38号給
未来プロジェクト推進専門員	2級106号給
簡易郵便局長	1級31号給
簡易郵便局事務員	1級1号給
庁舎管理職員（管財）	1級29号給
電話交換業務嘱託員	1級29号給
玄関受付案内職員	1級4号給
行政サービスコーナー嘱託員	1級22号給
消費生活相談員	1級36号給
隣保館等事務員	1級22号給
アドバイザー（男女共同参画事業担当）	1級36号給
清掃作業員	1級51号給
就労支援相談員	1級28号給
面接相談員	1級28号給
精神保健福祉士	1級36号給
事務嘱託員（手話通訳）	1級36号給
家庭児童相談員	1級36号給
グループ主任指導員	1級47号給
施設管理主任指導員	1級36号給
施設管理副主任指導員	1級33号給
育成学級指導員	1級30号給
育成学級指導員補	1級26号給
保育士	1級24号給
保育所調理員	1級22号給
保育所用務員	1級22号給
パート保育職員	1級22号給
発達相談員	2級52号給
保健師	1級50号給
主任保健師	2級31号給
社会福祉士	1級50号給
看護師	1級24号給
栄養士	1級24号給
介護認定調査員	1級36号給
介護支援専門員	1級24号給
事務嘱託員（健康保険事務担当）	1級47号給
訪問指導員	1級50号給
国民健康保険徴収嘱託員	1級22号給
土木技術職員	2級46号給
建築技術職員	2級46号給
電気技術職員	2級46号給
参与（ウトロ住環境改善事業担当）	2級106号給
文化財等専門員	1級51号給
発掘調査補助員	1級36号給
キーパンチャー	1級4号給
幼稚園教諭	1級24号給
幼稚園用務員	1級22号給
学校用務員	1級22号給
学校司書	1級24号給
公民館長	1級46号給
生涯学習指導員	1級38号給
市民会館管理職員	1級22号給
青少年専門指導員	1級38号給
不登校児童生徒自立支援教室指導員	1級38号給

	教育相談員	1級38号給
	学校教育指導主事	1級38号給
	小中一貫教育非常勤講師	1級38号給
	図書館司書	1級36号給
	事務嘱託員(図書館事務担当)	1級8号給
	教育指導員(大学卒)	1級36号給
	教育指導員(短期大学卒)	1級24号給
	児童厚生員(大学卒)	1級36号給
	児童厚生員(短期大学卒)	1級24号給
日額	事務嘱託員	1級22号給
	事務嘱託員(専門)	1級36号給
	専門員	2級46号給
	看護師	1級24号給
	栄養士	1級24号給
	アドバイザー(男女共同参画事業担当)	1級36号給
	相談員	1級22号給
	活動推進専門員	1級22号給
	清掃作業員	1級51号給
	就労支援相談員	1級28号給
	面接相談員	1級28号給
	通訳	1級24号給
	精神保健福祉士	1級36号給
	事務嘱託員(手話通訳)	1級36号給
	家庭児童相談員(臨床心理士)	2級52号給
	家庭児童相談員	1級36号給
	ファミリー・サポート・センターアドバイザー	1級4号給
	地域子育て支援基幹センター保育士	1級4号給
	障害児保育指導員	2級52号給
	発達相談員	2級52号給
	保健師	1級50号給
	言語聴覚士	2級52号給
	作業療法士	2級52号給
	助産師	1級50号給
	保育士	1級24号給
	休日急病診療事務員	1級22号給
	社会福祉士	1級50号給
	地域福祉センター管理職員	1級1号給
	介護認定調査員	1級36号給
	土木技術職員	2級46号給
	建築技術職員	2級46号給
	電気技術職員	2級46号給
	教育相談員	1級38号給
	文化財等専門員	1級51号給
	発掘調査補助員	1級36号給
	幼稚園教諭	1級24号給
	学校調理員	1級22号給
	学校用務員	1級22号給
	幼稚園用務員	1級22号給
	運転作業員	1級29号給
学校栄養士	1級24号給	
時間額	庁舎管理職員(管財)	1級29号給
	施設管理嘱託員	1級1号給
	支援相談員	1級28号給

	看護師	1級24号給
	保育士	1級24号給
	栄養士	1級24号給
	保健師	1級50号給
	助産師	1級50号給
	交通指導員	1級45号給
	放置自転車保管場所管理人	1級1号給
	特別支援加配教諭	1級4号給
	学校司書	1級24号給
	学校点訳支援員	1級24号給
	通訳	1級24号給
	公民館非常勤嘱託員	1級1号給
	生涯学習センター非常勤嘱託員	1級1号給
	基礎学力対応非常勤講師	2級36号給
	幼稚園教諭	1級24号給

別表第2(第3条、第8条関係)

勤続年数	額
3年を超え4年以下	3,000円
4年を超え5年以下	4,000円
5年を超え6年以下	5,000円
6年を超え7年以下	6,000円
7年を超え8年以下	7,000円
8年を超え9年以下	8,000円
9年を超え10年以下	9,000円
10年を超え11年以下	10,000円
11年を超え12年以下	11,000円
12年を超え13年以下	12,000円
13年を超え14年以下	13,000円
14年を超え15年以下	14,000円
15年を超え16年以下	15,000円
16年を超え17年以下	16,000円
17年を超え18年以下	17,000円
18年を超え19年以下	18,000円
19年を超え20年以下	19,000円
20年を超え21年以下	20,000円
21年を超え22年以下	21,000円
22年を超え23年以下	22,000円
23年を超え24年以下	23,000円
24年を超え25年以下	24,000円
25年を超えるもの	25,000円

備考

- 勤続年数は、会計年度任用職員の任期によるものとし、その任期の満了後引き続き会計年度任用職員として任用された場合には、その都度それらの期間を通算する。
- 会計年度任用職員であつた者が再び会計年度任用職員として任用された場合は、それらの勤続年数(任命権者が定める勤続年数に限る。)を通算する。

別表第3(第8条関係)

区分	職務	額
日額	事務職員	7,200円
	運転作業員	8,040円
	清掃作業員	8,040円
	保育士	7,590円
	保育業務職員	7,220円
	調理員	7,220円

保健師	9,590円
看護師	8,840円
休日急病診療所看護師	15,310円
歯科衛生士	8,490円
栄養士	8,490円
土木作業員	8,040円
調査補助員	8,090円
調査整理員	7,640円
学校調理員	7,220円
学校用務員	7,220円
用務員	7,220円
水泳プール管理補助員	6,740円
時間額	
事務職員	960円
育成学級指導員	987円
保育士	1,012円
保育業務職員	963円
パート保育士	1,108円
パート保育業務職員	1,048円
調理員	963円
看護師	1,179円
栄養士	1,132円
介護支援専門員	1,132円
交通指導員補助員	1,303円
用務員	963円
幼稚園教諭	1,079円
いきいき支援員	1,132円
緊急配置支援員	1,132円

(揭示済)

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第8号

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 口囀口及び上囀口は、週休口（勤務時間を割り振らない口をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日に

つき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 前項の週休日及び勤務時間の割振りの基準については、宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の適用を受ける常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）の例による。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項に規定する勤務時間の2分の1に相当する勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤の職員の例による。

(休憩時間)

第6条 宇治市職員の勤務時間に関する条例（昭和26年宇治市条例第36号）第7条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において、会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項の勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 宇治市職員の勤務時間及び休日規則（昭和26年宇治市規則第16号。以下「勤務時間等規則」という。）第9条の5の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日及び休日の代休日)

第9条 勤務時間等規則第6章の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休暇)

第10条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第11条 任命権者は、次の各号に掲げる会計年度任用職員（任期の定めが6月を超える会計年度任用職員又は引き続き6月を超え勤務した会計年度任用職員に限る。）の区分に応じ、当該各号に定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。

(1) 週所定勤務日数が5日以上の会計年度任用職員、週所定勤務

日数が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が常勤の職員の勤務時間の4分の3以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が217日以上であるもの 別表第1に掲げる勤続期間の区分に応じ、同表の年次有給休暇日数欄に定める日数

- (2) 週所定勤務日数が4日以下とされている会計年度任用職員(1週間の勤務時間が常勤の職員の4分の3以上である会計年度任用職員を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が216日以下であるもの 別表第2に掲げる週所定勤務日数及び1年間の所定勤務日数の区分に応じ、同表の年次有給休暇日数欄に定める日数

2 宇治市職員休暇規則(昭和26年宇治市規則第17号)第8条の規定は、会計年度任用職員の年次有給休暇の単位について準用する。

(特別休暇)

第12条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、当該会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第3に掲げる親族の区分に応じ、同表に定める連続する日数の範囲内の期間
- (2) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別に定める期間内において連続する5日の範囲内の期間
- (3) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 毎潮時1日
- (4) 妊娠中の女子の会計年度任用職員(宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則(令和2年宇治市規則第7号)第8条第1項第4号に規定する補助的業務従事者(以下「補助的業務従事者」という。)を除く。第7号、第3項第3号及び第6号並びに第14条において同じ。)が定期的に通院する必要がある場合 1月につき1日
- (5) 会計年度任用職員(任期の定めが6月を超える会計年度任用職員、引き続き6月を超え勤務した会計年度任用職員その他任命権者が定める会計年度任用職員に限る。以下この号及び第3項第5号において同じ。)が、その養育する小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)である会計年度任用職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員に限る。)に委託されている児童を含む。以下この号及び第3項第4号において同じ。)(配偶者の子を含む。以下「就学前の子」という。)の看護等(負傷

し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この条において同じ。)において5日(就学前の子が2人以上の場合には、10日)の範囲内の期間。ただし、週所定勤務日数が4日以下とされている者(1週間の勤務時間が常勤の職員の勤務時間の4分の3以上である者を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が216日以下であるものについては、別表第4に定める日数とする。

- (6) 会計年度任用職員(補助的業務従事者を除く会計年度任用職員であつて、任期の定めが6月を超えるもの、引き続き6月を超え勤務したものの他任命権者が定めるものに限る。第8号及び第9号において同じ。)が夏季における盆等の諸行事又は心身の健康の維持及び増進のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任命権者が定める期間内において5日の範囲内の期間
- (7) 会計年度任用職員が公務上の事由及び通勤による負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 任用されている期間内において必要があると認められる期間
- (8) 会計年度任用職員が前号に該当しない負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 1の年度において5日の範囲内の期間。ただし、週所定勤務日数が4日以下とされている者(1週間の勤務時間が常勤の職員の勤務時間の4分の3以上である者を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が216日以下であるものについては、別表第4に定める日数とする。
- (9) 会計年度任用職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項第1号又は同条第7項に規定する感染症にかかった場合 3日の範囲内の期間
- (10) 会計年度任用職員が風水震災火災その他非常災害により災し、又は交通遮断等不可抗力の原因により勤務が不可能となつた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要があると認められる期間
- (11) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要があると認められる期間
- (12) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要があると認められる期間
- 2 前項の規定にかかわらず、補助的業務従事者にあつては、同項第3号及び第5号に掲げる場合に与える特別休暇は、無給とする。
- 3 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。
- (1) 6週間(多児妊娠の場合には、14週間)以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (2) 女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)